

第2次 八女市食料・農業・農村基本計画

多彩なふるさとの食と農の恵みを未来へ伝える いきいきと 人が輝く八女

2021-2030



八女市食料・農業・農村政策審議会／八女市農業振興課

●八女市は、温暖な気候、豊かな水源、美しい田畑や多様な森林などの自然の恩恵を受けてきました。その中で農業は、先人たちの努力によって、八女の伝統工芸とともに、本市の基幹産業として今日まで営々と築かれ、八女茶、電照菊、温州みかんなど、多くの全国ブランドの農産物を産出しています。



●しかしながら、近年における社会経済情勢の変化は著しく、国際化や都市化の波の中で農業及び農村を取り巻く環境も厳しいものとなってきました。農産物貿易の自由化、食生活の多様化などとともに農業者の減少や高齢化、後継者不足、農地の減少、食料の安全性への懸念など多くの課題があります。

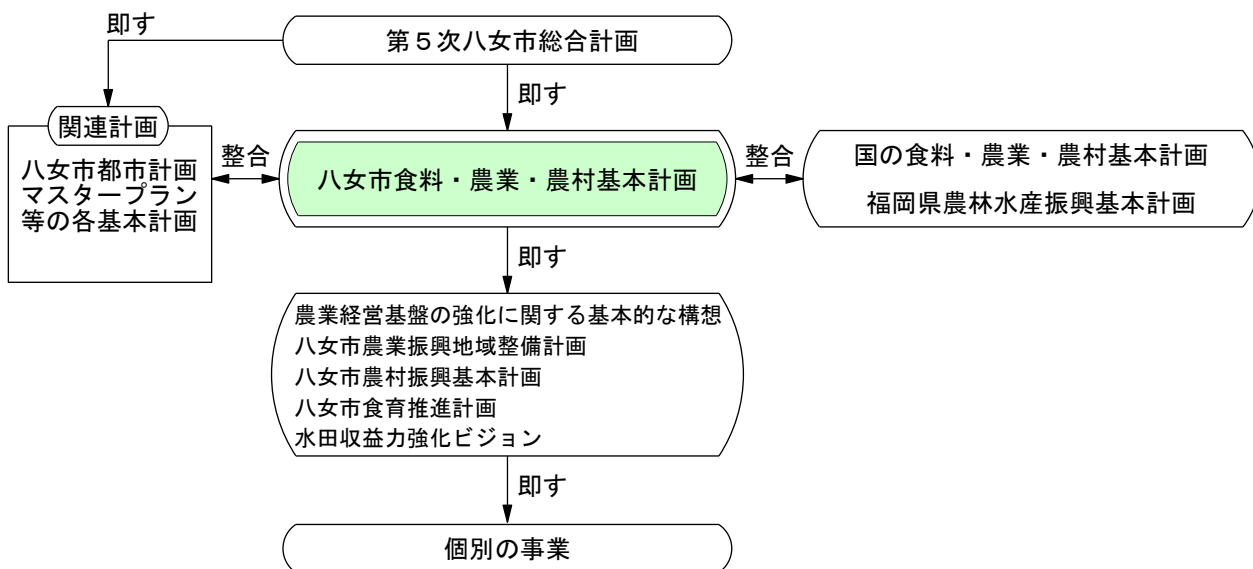
●農業及び農村は、農産物を生産し、市民に食料の供給を行うにとどまらず、国土の保全、水源のかん養、景観の形成、環境の保全、生物多様性の保全、文化の伝承などの多面的な機能を有し、市民にかけがえのない財産を提供しています。



●これらの観点から、今後の本市の農業及び農村の振興と発展を図っていくためには、農業者の意欲と条件の向上はもとより、市民一人ひとりが農業は本市の基幹産業であることを認識し、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解を深めながら、地域で生産される農産物の地域内での消費をさらに進めていく必要があります。



●八女市は平成 17 年 6 月に「八女市食料・農業・農村基本条例」を制定、平成 23 年 3 月に「八女市食料・農業・農村基本計画（第 1 次）」を策定し取り組みを進めました。10 年を経て、それまでの取り組みの成果を踏まえながら、新たな 10 年先に向け、食料・農業・農村を取り巻く環境に適応した「第 2 次八女市食料・農業・農村基本計画」を策定しました。



●第 5 次八女市総合計画（令和 3 年 2 月）の農業の基本政策「ふるさとの食と活力ある農業・農村を次世代につなぐまちをつくる」を基本に、本計画は「多彩なふるさとの食と農の恵みを未来へ伝える いきいきと 人が輝く八女」を将来像に掲げ、改めて条例の施策に沿って、その進むべき道を明らかにする計画を策定しました。

■目指す食料・農業・農村の姿

●基本理念（八女市食料・農業・農村基本条例）

（基本理念）

- 第2条 食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の地域内での流通及び消費が促進され、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。
- 2 農業においては、優良な農地と農業用水その他の農業資源並びに基幹的な担い手とその後継者及び多様な担い手が確保されるとともに、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、かつ、自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。
- 3 農村は、食料の生産のみならず、市民の生活及び地域活動の場であるとともに、多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ、保全されなければならない。

本市には豊かな農産物、多様な担い手、肥沃な農地のほか個性ある地域資源と市民生活の場があります。将来も多彩な食料・農業・農村の要素を最大限に活かした、安心安全の食料安定供給、活力ある農業・農村の持続的発展及び人と自然が共生できる多面的機能の発揮を目指した「八女市食料・農業・農村」のおおむね10年後の姿を示します。

●食料・農業・農村の将来像と3つの分野の姿と施策推進における役割

多彩なふるさとの食と農の恵みを未来へ伝える
いきいきと ひとが輝く 八女

【食料】

安全安心の農産物が安定供給され 八女の風土に育まれた、健康で豊かな食生活

【農業】

農業資源と多様な担い手が確保され 地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業

【農村】

多面的機能と市民の生活の場が確保され みんながいきいきと暮らせる農村

八女市食料・農業・農村基本条例

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進する責務を有する。

（農業者及び農業団体の責務）

第4条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、かつ、農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する農産物について積極的に情報を提供するとともに、安全で安心できる農産物を安定的に生産及び供給し、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組む責務を有する。

（市民の役割）

第5条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 食品産業の事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

■ 施策の体系

将来像：分野別	基本方向	施策の基本方針	評価指標
多彩なふるさとの食と農の恵みを未来へ伝える いきいきとひとが輝く 八女 【食料】安全安心の農産物が安定供給され、食生活が豊かになる 【農業】農業資源と多様な担い手が、地域に根ざし、持続可能な農業を営む 【農村】多面的機能と生活の質が、市民と農村の交流を促進し、持続可能な農村を創出する	農作物の安全安心と消費者の信頼の確保	1. 関係機関との連携による消費者への安全安心な農産物情報の提供 2. 農業生産工程管理の推進	a. 地元農産物の情報の広報誌の発信回数 b. G A P の実践部会数
	地域社会と農のつながりの強化、食育の推進と健康増進	1. 地元農産物加工食品の商品化の推進 2. 農業体験、料理体験等の機会創出	c. 女性起業団体数（加工食品商品化） d. 食と農理解促進事業の主体数
	地域農産物の地域内流通・消費の促進	1. 地産地消に関する情報提供と直売所購入利便性の向上	e. 直売所の売上高
	効率的で強靱な生産基盤の整備と優良農地の確保、集約	1. 地域に応じた生産基盤整備と優良農地の保全 2. 耕作放棄地等の利活用 3. 担い手への農地の集積・集約化	f. 要ほ場整備率 g. 荒廃農地面積 h. 利用権設定率
	農業の多様な担い手の育成・確保と法人化	1. 認定農業者の育成 2. 新規就農者の育成確保 3. 多様な人材や農業生産法人の育成 4. 雇用型経営の育成	i. 認定農業者数 j. 新規就農者数 k. 農地所有適格法人数 l. 雇用導入経営体数
	需要に対応した農業生産・流通・加工	1. 基幹農業部門の強化 2. 付加価値を付けた販売強化	m. J A 農産物販売高 n. 八女伝統本玉露平均単価
	生産流通におけるスマート農業等の利活用	1. スマート農業の推進とデジタル技術利活用の推進	o. スマート農業利活用取組み件数
	気候変動対応、自然循環機能維持	1. 地球温暖化防止対策と適応策の推進 2. 環境保全型農業の推進、自然循環機能の維持増進	p. 施設園芸の省エネ化取組み件数 q. 環境保全型農業取組み農家数
	地域資源を活かした都市と農村の交流	1. グリーンツーリズム等による市民と農村の交流促進 2. 農産物・交流イベント等に関する情報提供の強化	r. グリーンツーリズム施設利用者数 s. 販売・交流等イベントの回数
	農業農村の持つ多面的機能を発揮させる保全・整備	1. 国土保全、自然環境保全を目指す多面的機能等の交付金事業の推進 2. 地域資源を活用した雇用・所得の確保	t. 多面的機能交付金対象面積 u. 中山間地域直接支払交付金対象面積 v. 竹資源利活用支援事業による竹材収量
	農村を支える活力と定住環境の創出	1. 農村を支える新たな活力の創出と農村に住める条件整備 2. 農業経営及び農業政策等の意思決定参画の仕組みづくり	w. イノシシ捕獲数 x. 家族経営協定数

■施策の目標値

八女市が目指す、食料・農業・農村の姿を実現するため、食料・農業・農村の分野ごとに目標値を設定し、取り組みます。

【食料】安全安心の農産物が安定供給され

八女の風土に育まれた、健康で豊かな食生活

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
【関係機関との連携による消費者への安全安心な農産物情報の提供】		
a. 地元農産物の情報の広報誌（JAふくおか八女）での発信回数	12回 (R2)	12回 (R12)
【農業生産工程管理推進】		
b. G A Pの実践部会数	19部会 (R2)	19部会 (R12)
【地元農産物加工食品の商品化の推進】		
c. 女性起業団体数 (加工食品商品化)	33団体 (R2)	35団体 (R12)
【農業体験、料理体験等の機会創出】		
d. 食と農理解促進事業の主体数	12団体 (R2)	15団体 (R12)
【地産地消に関する情報提供と直売所購入利便性の向上】		
e. 直売所の売上高	21.1億円 (R2)	25億円 (R12)

【農村】多面的機能と市民の生活の場が確保され

みんながいきいきと暮らせる農村

目標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
【グリーンツーリズム等による市民と農村の交流促進】		
r. グリーンツーリズム施設利用者数	119,695人 (R1)	120,000人 (R12)
【農産物・交流イベント等に関する情報提供の強化】		
s. 販売・交流等イベントの回数	29回 (R1)	30回 (R12)
【国土保全、自然環境保全を目指す多面的機能等の交付金事業の推進】		
t. 多面的機能交付金対象面積	911.6ha (R2)	1,000ha (R12)
u. 中山間地域直接支払交付金対象面積	1,723ha (R2)	1,800ha (R12)
【地域資源を活用した雇用・所得の確保】		
v. 竹資源利活用支援事業による竹材収集量	3,610t/年 (R2)	4,000t/年 (R12)
【農村を支える新たな活力の創出と農村に住める条件整備】		
w. イノシシ捕獲数	2,979頭 (R2)	3,000頭 (R12)
【農業経営及び農業政策等の意思決定参画の仕組みづくり】		
x. 家族経営協定数	549経営体 (R2)	600経営体 (R12)

【農業】 農業資源と多様な担い手が確保され

地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業

目 標	現 状 値 (現況年度)	目 標 値 (目標年度)
【地域に応じた生産基盤整備と優良農地の保全】		
f. 要ほ場整備率	66.9% (R2)	70% (R12)
【耕作放棄地等の利活用】		
g. 荒廃農地面積（農地パトロール）	429.1ha (R2)	400ha (R12)
【担い手への農地の集積・集約】		
h. 利用権設定率	11.49% (R2)	15% (R12)
【認定農業者の育成】		
i. 認定農業者数	746 人 (R2)	750 人 (R12)
【新規就農者の育成確保】		
j. 新規就農者数 （新規就農事業活用者数）	7 人/年 (R2)	15 人/年 (R12)
【多様な人材や農業生産法人の育成】		
k. 農地保有適格法人数	28 法人 (R2)	30 法人 (R12)
【雇用型経営の育成】		
l. 雇用導入経営体数	98 戸 (R2)	130 戸 (R12)
【基幹農業部門の強化】		
m. J A 農産物販売高	159 億円 (R2)	160 億円 (R12)
【付加価値を付けた販売強化】		
n. 八女伝統本玉露平均単価（1kg 当り、GI 認証）	19,484 円 (R2)	20,000 円 (R12)
【スマート農業の推進とデジタル技術の利活用】		
o. スマート農業利活用取組み件数（累計）	13（-）経営体 (R2)	15（150）経営体 (R12)
【地球温暖化防止対策と適応策の推進】		
p. 施設園芸の省エネ化取組み件数（累計）	14（-）経営体 (R2)	15（150）経営体 (R12)
【環境保全型農業推進、自然循環機能の維持推進】		
q. 環境保全型農業取組み農家数	46 戸 (R2)	50 戸 (R12)

